

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度中小企業支援センター運営業務
発 注 課	経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援課
選 定 事 業 者	一般財団法人さっぽろ産業振興財団
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、札幌市内の中小企業者や小規模事業者、個人事業者（以下、「中小企業者等」）や創業希望者に対する経営、融資、創業等の各種相談のほか、札幌市中小企業融資制度の相談対応、融資申請に当たっての事業計画作成の支援、専門家派遣等を行うことで、経営基盤の強化や経営革新等を図ることを目的とする事業である。 中小企業支援センター（以下、「支援センター」）では、一般的な経営や融資等に係る相談に加え、SDGs経営やデジタルサービスの導入、BCP（事業継続計画）の策定、女性経営者向けの相談等、随時、社会課題に対応した機能の拡充を図ってきている。また、中小企業信用保険法第2条第5項等（セーフティネット保証）の認定や、各種ニーズに応じた専門家派遣なども担っており、経営や融資等に関する高い専門性、支援企業に関する中立性を要する。 さらには、産業競争力強化法に基づく「札幌市創業支援等事業計画」における創業総合相談窓口「さっぽろ創業支援プラザ」を開設し、市内における創業支援ネットワークの中核を担っている。 このような状況の中、今後も相談窓口を円滑に運営し続けるためには、充実した相談体制と幅広い企業支援の経験やノウハウ等を有していることが必要不可欠である。 一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下、「財団」という。）は、平成14年度より、中小企業支援法第7条第1項に基づく「指定法人（中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令に規定される「都道府県等中小企業支援センター）」として札幌市が指定している機関である。指定法人は、政令市に一法人であり、市が行う中小企業者に関する経営の診断や助言を行わせることができるもので、財団は、20年以上にわたり支援センターを運営し、中小企業者等の様々な経営・融資相談に対応している。 また、長年にわたり札幌市の産業振興に係る事業に取り組んできており、幅広い分野の専門スタッフを抱えていることに加え、外部専門家、支援機関とのネットワークをもち、特定の利害関係にとらわれることなく、本市の産業振興の方向性に沿った運営を行うことができる。 以上から、財団は、本業務を実施することのできる唯一の団体である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として財団を選定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）